

一時金コース 三大疾病による治療費などの支出増加に一時金でそなえることができます

Point 1 がんを手厚くそなえるために2回目以降のがん保障は
通院のみでも対象になります！

がんプラン

三大疾病プラン

がん1倍型
がん2倍型
がん5倍型

上皮内がんも保障

Point 2 心疾患・脳血管疾患の保障は
5日以上入院から保障されます！

急性心筋梗塞

脳卒中

は1日以上入院から保障！

Point 3 払い込んだ保険料の使わなかった分は
キャッシュバックします！

健康還付給付特別

健康還付給付金

既払込保険料相当額 - 一時給付金受取総額

<ご契約例> がん一時給付金額：100万円の場合

●被保険者が、責任開始日*1以後、つぎのいずれかに該当されたとき、一時金（がん一時給付金・心疾患一時給付金・脳血管疾患一時給付金）を受け取ることができます。

		三大疾病プラン			がんプラン	一生保障	
		がん1倍型	がん2倍型	がん5倍型			
主契約	がん	100万円	100万円	100万円	100万円	生涯保障	
	2回目以降がん一時給付金	●がん（悪性新生物・上皮内がん）と診断確定された場合 ●治療を目的として1日以上入院または通院をされた場合	●がん（悪性新生物・上皮内がん）と診断確定された場合 ●治療を目的として1日以上入院または通院をされた場合	●がん（悪性新生物・上皮内がん）と診断確定された場合 ●治療を目的として1日以上入院または通院をされた場合	●がん（悪性新生物・上皮内がん）と診断確定された場合 ●治療を目的として1日以上入院または通院をされた場合		一時給付金ごとに1年に1回回数でも保障
	心疾患	-	100万円	50万円	20万円		
	急性心筋梗塞 心疾患一時給付金	心疾患のうち、急性心筋梗塞の治療を目的として1日以上入院をされた場合	心疾患のうち、急性心筋梗塞の治療を目的として1日以上入院をされた場合	心疾患のうち、急性心筋梗塞の治療を目的として1日以上入院をされた場合	心疾患のうち、急性心筋梗塞の治療を目的として1日以上入院をされた場合		
脳血管疾患	-	100万円	50万円	20万円			
脳卒中 脳血管疾患一時給付金	脳血管疾患のうち、脳卒中の治療を目的として1日以上入院をされた場合	脳血管疾患のうち、脳卒中の治療を目的として1日以上入院をされた場合	脳血管疾患のうち、脳卒中の治療を目的として1日以上入院をされた場合	脳血管疾患のうち、脳卒中の治療を目的として1日以上入院をされた場合			

オプション	健康還付給付特別 健康還付給付金	健康還付給付金	健康還付給付金	健康還付給付金	健康還付給付金支払年齢まで
健康還付給付特別 健康還付給付金	健康還付給付金支払日にご生存の場合 ※保険料払込期間が終身払込かつ三大疾病プラン（がん1倍型）をご選択された場合に適用することができます。	適用 できません	健康還付 給付金	適用 できません	適用 できません
総合保険料 払込免除特別	●がん一時給付金、心疾患一時給付金、脳血管疾患一時給付金のお支払事由に該当した場合 ●障害等級2級以上または要介護2以上に認定された場合	以後の保険料のお払込は不要			生涯保障
先進医療給付特約 先進医療給付金	先進医療等による療養をされた場合	先進医療等にかかる技術料と同額			

*1 がん（悪性新生物・上皮内がん）に関する保障については、給付責任開始日（責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日）。

主な取扱規程

保険期間	終身	保険料払込期間	契約年齢（被保険者の契約日の満年齢）
一時給付金額*1	50万円以上（10万円単位）	10年払込	20歳～85歳
解約払戻金	保険料払込期間中は解約払戻金がありません	20年払込	20歳～75歳
配当金	なし	55歳～70歳払込（各歳満期）	20歳～60歳*2
適用・付加できる特約・特約	健康還付給付特別、総合保険料払込免除特約、先進医療給付特約、責任開始期に関する特約、指定代理請求特約	終身払込	20歳～85歳

*1 三大疾病プランの場合は、一時給付金額にがん一時給付倍率を乗じた金額となります。
*2 保険料払込期間は10年以上となります。
※ 上記のお取扱は、募集代理店によりお取扱が一部異なる場合があります。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

商品の概要

	プラン	給付の種類	お支払事由	お支払限度	お支払金額
主な保障内容	がんプラン	がん一時給付金	■第1回のがん一時給付金 被保険者が、給付責任開始日*1以後、生まれて初めてがん（悪性新生物・上皮内がん）と診断確定されたとき ■第2回以後のがん一時給付金 被保険者が、つぎのいずれかに該当したとき ● 給付責任開始日*1以後、新たにごがん（悪性新生物・上皮内がん）と診断確定されたとき。ただし、再発については、すでに診断確定されたがん（悪性新生物・上皮内がん）を治療したことにより、がん（悪性新生物・上皮内がん）が認められない状態となり、その後再発と診断確定されたとき ● 給付責任開始日*1以後に発病し、診断確定されたがん（悪性新生物・上皮内がん）を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に、入院をしたとき ● 給付責任開始日*1以後に発病し、診断確定されたがん（悪性新生物・上皮内がん）を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所において、通院による治療を受けたとき	1年に1回	一時給付金額
			■第1回のがん一時給付金 被保険者が、給付責任開始日*1以後、生まれて初めてがん（悪性新生物・上皮内がん）と診断確定されたとき ■第2回以後のがん一時給付金 被保険者が、つぎのいずれかに該当したとき ● 給付責任開始日*1以後、新たにごがん（悪性新生物・上皮内がん）と診断確定されたとき。ただし、再発については、すでに診断確定されたがん（悪性新生物・上皮内がん）を治療したことにより、がん（悪性新生物・上皮内がん）が認められない状態となり、その後再発と診断確定されたとき ● 給付責任開始日*1以後に発病し、診断確定されたがん（悪性新生物・上皮内がん）を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に、入院をしたとき ● 給付責任開始日*1以後に発病し、診断確定されたがん（悪性新生物・上皮内がん）を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所において、通院による治療を受けたとき	同一種類の給付金につき、1年に1回	がん一時給付倍率 × 一時給付金額
	一時心疾患給付金	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として心疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ● その心疾患を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術*2を受けたとき ● その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき ● その急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して5日に達したとき	1年に1回	一時給付金額	
	一時脳血管疾患給付金	被保険者が、責任開始期以後に発病した疾病を原因として脳血管疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ● その脳血管疾患を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術*2を受けたとき ● その脳卒中を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき ● その脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をし、その入院日数が継続して5日に達したとき			

*1 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

*2 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術のことをいいます。

※対象となる通院、がん（悪性新生物・上皮内がん）・心疾患・急性心筋梗塞・脳血管疾患・脳卒中について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

【三大疾病プラン（がん一時給付金）におけるがん一時給付倍率について】

■三大疾病プランをご選択された場合、ご契約時にごがん一時給付倍率について、つぎのいずれかをご選択いただけます。

がん一時給付倍率	1倍	2倍	5倍
----------	----	----	----

【保険料の払込免除について】

- 所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料（特則・特約部分を含む）の払込が免除されます。
 - 被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当した場合。
 - 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当した場合。

※所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

【死亡時払戻金について】

- すべての保険料払込が終了し、被保険者が保険料払込期間満了後に死亡された場合には、一時給付金額（三大疾病プランの場合は、一時給付金額にごがん一時給付倍率を乗じた金額）の10%に相当する金額を死亡時払戻金として死亡時払戻金受取人にお支払いします。
- 保険料払込期間が終身払込の場合、または保険料払込期間が10・20年払込、55～70歳払込（各歳満期）の場合で保険料払込期間中に死亡された場合には、死亡時払戻金はありません。

※健康還付給付特則を適用された場合の死亡時払戻金について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

- 本資料は、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。
- 本資料では「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載されております。「保険契約の型／がんプラン」、「保険契約の型／三大疾病保障型／がん一時給付倍率1倍」を「三大疾病プラン／がん1倍型」、「保険契約の型／三大疾病保障型／がん一時給付倍率2倍」を「三大疾病プラン／がん2倍型」、「保険契約の型／三大疾病保障型／がん一時給付倍率5倍」を「三大疾病プラン／がん5倍型」として記載しております。

【募集代理店】

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

お客様サービスセンター

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

https://www.tdf-life.co.jp